

証券コード 4258
(発信日) 2023年3月14日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月 8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

株式会社網屋

代表取締役社長 石 田 晃 太

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.amiya.co.jp/ir/stock/meeting/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「網屋」または「コード」に当社証券コード「4258」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第27回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに到着するように議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町3-22-1 日本橋浜町Fタワープラザ3階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

第27期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットで議決権を行使される場合のご案内」をご高覧のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに行使してください。

(2) 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

(3) 複数回 議決権を行使された場合

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

(書面交付請求された株主様へご送付している書面について)

- ・電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。

事業報告の一部の項目

1. 会社の現況
 - (2) 財産及び損益の状況
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所
 - (7) 従業員の状況
 - (8) 主要な借入先
 - (9) その他会社の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
 - (4) 大株主（上位10名）
 - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
3. 新株予約権等の状況
4. 会社役員の状況
 - (5) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況
7. 会社の支配に関する基本方針

株主資本等変動計算書

個別注記表

したがいまして、上記事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告書または監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

(インターネットで議決権を行使される場合のご案内)

- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

①議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

②議決権行使のお取扱いについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書用紙右下記載のQRコードを読み取ることで議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます（この方法での議決権行使は1回に限り可能です）。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

③パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- ・議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

事業報告

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長期化する半導体不足、ロシア・ウクライナ情勢に起因した資源価格の高騰、海外金融政策に伴う急激な為替変動、円安に伴う物価高騰など、国内景気の先行きに注視する状況が続いております。

しかしながら、増加の一途をたどるサイバー攻撃被害により、サイバーセキュリティ対策に対するニーズは底堅く、当社事業に対する社会的な期待や必要性は益々高まっているものと認識しております。

そのような環境において、当社ではデータセキュリティ事業及びネットワークセキュリティ事業の営業状況と共に順調に推移し、当事業年度の売上高は2,986,135千円（前年同期比8.1%増）、積極的な新事業への研究開発により、営業利益は263,665千円（前年同期比1.2%増）、経常利益は、急速な円安継続を想定した外貨調達による為替評価益が奏功し、301,718千円（前年同期比16.0%増）となり、以上の結果、当期純利益は229,641千円（前年同期比25.0%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

データセキュリティ事業

ストック売上となるソフトウェア保守が堅調に推移したため、売上高は前期比で伸長しました。長期化する半導体不足により、ソフトウェアをインストールするハードウェアに調達遅延が生じたため、ハードウェアを必要としないSaaS提供モデル「ALog Cloud」の研究開発を当事業年度内に集中的に行いました。また、中堅・中小企業向けのサイバー攻撃監視を代行するセキュリティサービスを新事業として発足し、34,555千円の人材投資を行ったため、当事業年度における売上高は1,116,444千円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益は589,867千円（前年同期比1.3%減）となりました。

ネットワークセキュリティ事業

半導体不足に向けた対策として、当社では先行した機器調達や代替機器の調達を行ったため、年間を通じて安定した供給体制を維持でき、計画を上回る販売実績となりました。

円安の影響により原価の高騰があったものの、第2四半期に講じた価格改定並びに外貨調達の効果もあり、粗利益率も第2四半期累計期間の32.9%に対して、第3四半期以降は36.3%と改善しました。この結果、当事業年度における売上高は1,869,690千円（前年同期比11.2%増）、セグメント利益は369,647千円（前年同期比22.9%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 26 期 (2021年12月期) (前事業年度)		第 27 期 (2022年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
データセキュリティ事業	1,079百万円	39.1%	1,116百万円	37.4%	37百万円	3.4%
ネットワークセキュリティ事業	1,682	60.9	1,869	62.6	187	11.2
合 計	2,761	100.0	2,986	100.0	224	8.1

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、94,004千円であります。その主な内容は、ソフトウェア55,118千円及び事務所のレイアウト変更により工具、器具及び備品等38,885千円等であります。当社はデータセキュリティ事業とネットワークセキュリティ事業の2つの事業を展開しておりますが、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことからセグメント別に記載しておりません。

なお重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) **財産及び損益の状況** につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第27回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 人材採用と育成

当社は、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、優秀な人材を確保・育成することが重要な経営課題であると認識しており、積極的に人材の採用活動を行っております。しかしながら、サイバーセキュリティ対策の技術者、セキュリティシステムの開発者やネットワークを担当するシステムエンジニア、及び新規事業の企画者等については、技術革新のスピードが著しく、また、人材市場にAI技術の経験保有者の絶対数も少ないことから、優秀な人材の確保は容易ではないと認識しております。当社では学生インターンや長期アルバイトからの正社員採用や大学との共同研究による人材交流で、積極的にIT技術者を採用していく方針であります。また、サイバーセキュリティ対策のための知識、AIスキルやプログラム開発の教育制度の受講を促進して高い技術力を獲得させ、その上で透明性・公平性を担保する人事評価制度によって従業員のモチベーションを高める施策を取ってまいります。

② 研究開発

毎期事業の発展のために、積極的に研究開発活動に取り組んでおります。本社における開発部隊と札幌市に拠点を置く「さっぽろ研究所」において研究開発を行っております。また、国立大学法人北海道大学等と連携し、AIやビッグデータ解析などの先端技術の共同研究も進めてまいります。各拠点における活動により当社の新サービスとして成長させるべく、研究開発に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社の継続的な発展のために業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性及び透明性確保のためにコーポレートガバナンス体制及び内部管理体制の強化を進めております。

④ 情報管理体制の更なる強化

当社は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)(注1)の国際規格であるISO/IEC 27001:2013(注2)の認証を取得しております。情報セキュリティの管理・運営に関して継続的に充実を図り、お客様に高品質の製品・サービスを安全に、安定的に提供していくことが重要だと考えております。また、内部環境においても情報セキュリティに対して管理体制の強化を進めております。

[用語解説]

注1 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)

個々の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること。

注2 ISO/IEC 27001:2013

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を構築することを目的に、その構築に必要な要求事項や管理策などを記載した国際規格。

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第27回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

- (5) 主要な事業内容
- (6) 主要な営業所
- (7) 従業員の状況
- (8) 主要な借入先
- (9) その他会社の現況に関する重要な事項

2. 株式の状況（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,151,200株（自己株式 187,200株を含む）

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、145,600株増加しております。

(3) 株主数 3,266名

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第27回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

(4) 大株主（上位10名）

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

3. 新株予約権等の状況

新株予約権等の状況につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第27回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	石 田 晃 太	経営全般
取 締 役 会 長	伊 藤 整 一	
取 締 役	森 行 博	管理本部長
取 締 役	佐 久 間 貴	データセキュリティ事業部長
取 締 役	寺 園 雄 記	ネットワークセキュリティ事業部長
取 締 役	五 十 嵐 隆	
取 締 役	大 須 賀 正 之	
常 勤 監 査 役	田 口 信 夫	
監 査 役	岡 村 健 司	公認会計士 学校法人女子美術大学監事
監 査 役	間 宮 順	弁護士 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社監査役

- (注) 1. 取締役大須賀正之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡村健司氏及び監査役間宮順氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岡村健司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役間宮順氏は、弁護士の資格を有し、法律に関する豊富な見識を有しております。
4. 柴崎正道氏は一身上の都合により2022年2月28日付で取締役を辞任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役大須賀正之氏、取締役五十嵐隆氏、監査役田口信夫氏、監査役岡村健司氏及び監査役間宮順氏につきましては会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	117百万円 (4)	104百万円 (4)	— (—)	— (—)	13百万円 (—)	8名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	22 (9)	21 (9)	— (—)	— (—)	0百万円 (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	140 (14)	126 (14)	— (—)	— (—)	13百万円 (—)	11 (3)

- (注) 1. 上表には、2022年2月28日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は1名)です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
6. 上記のほか、2022年3月25日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、2022年2月28日付で退任した取締役1名に対し退職慰労金2百万円支払っております。

(5) 社外役員に関する事項 につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第27回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

以上のほか、本事業報告における、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第27回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 会社の支配に関する基本方針

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,387,606	流 動 負 債	1,190,195
現 金 及 び 預 金	1,371,033	買 掛 金	70,828
売 掛 金	271,410	1年内返済予定の長期借入金	54,784
仕 掛 品	59,687	未 払 金	50,689
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	516,463	未 払 費 用	87,795
前 払 渡 金	115,454	未 払 法 人 税 等	38,052
前 払 費 用	39,210	契 約 負 債	876,523
未 収 消 費 税 等	11,802	預 り 金	11,431
そ の 他	2,544	そ の 他	91
固 定 資 産	407,847	固 定 負 債	184,316
有 形 固 定 資 産	65,093	退 職 給 付 引 当 金	43,516
建 物	33,400	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	140,800
工 具 器 具 及 び 備 品	31,692		
無 形 固 定 資 産	100,319	負 債 合 計	1,374,511
ソ フ ト ウ ェ ア	68,231	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	30,029	株 主 資 本	1,420,942
そ の 他	2,058	資 本 金	56,022
投 資 そ の 他 の 資 産	242,434	資 本 剰 余 金	752,415
投 資 有 価 証 券	1,559	資 本 準 備 金	6,022
出 資	10	そ の 他 資 本 剰 余 金	746,393
長 期 前 払 費 用	1,923	利 益 剰 余 金	854,124
繰 延 税 金 資 産	78,632	そ の 他 利 益 剰 余 金	854,124
保 険 積 立 金	100,412	繰 越 利 益 剰 余 金	854,124
敷 金	54,306	自 己 株 式	△241,619
破 産 更 生 債 権 等	1,395	純 資 産 合 計	1,420,942
そ の 他	5,588	負 債 純 資 産 合 計	2,795,453
貸 倒 引 当 金	△1,395		
資 産 合 計	2,795,453		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,986,135
売上原価	1,431,095
売上総利益	1,555,040
販売費及び一般管理費	1,291,374
営業利益	263,665
営業外収益	
受取利息	22
受取配当金	200
受取手数料	402
為替差益	18,329
助成金収入	7,715
保険解約返戻金	4,765
違約金収入	3,139
その他	6,535
営業外費用	
支払払利息	815
自己株式取得費用	2,131
その他	110
経常利益	301,718
特別損失	
固定資産除却損	461
税引前当期純利益	301,256
法人税、住民税及び事業税	74,500
法人税等調整額	△2,885
当期純利益	229,641

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年 2 月24日

株式会社 網屋
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士	宮	島	章
公認会計士	岩	渕	誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社網屋の2022年1月1日から2022年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

株式会社網屋 監査役会

常勤監査役 田 口 信 夫 ⑩

社外監査役 岡 村 健 司 ⑩

社外監査役 間 宮 順 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第1章 総 則 (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社に取り締役10名以内を置く。 (新設) (選任) 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) 2. (省略) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社に取り締役10名以内を置く。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任) 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> <u>3. (現行どおり)</u> (任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 2. (省略) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会<u>の</u>招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わるこ と<u>の</u>できる取締役の過半数が出席し、<u>出席し</u> <u>た取締役の過半数</u>をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第25条 (省略) (新設) (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令に定める事項 については、これを議事録に記載又は記録 し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名 押印又は電子署名する。 (取締役会規程) 第27条 (省略)	(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わるこ と<u>が</u>できる取締役の過半数が出席し、<u>その過</u> <u>半数</u>をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第25条 (現行どおり) <u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項</u> <u>の規定により、取締役会の決議によって重要</u> <u>な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除</u> <u>く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任</u> <u>することができる。</u> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令に定める事項 については、これを議事録に記載又は記録 し、出席した取締役がこれに記名押印又は電 子署名する。 (取締役会規程) 第28条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (責任免除) 第29条 (省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第30条 当会社に監査役5名以内を置く。 (選任) 第31条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会社法第 329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (責任免除) 第30条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
3. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会</u>の招集通知は会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>その</u>期間を短縮することができる。 2. <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 <u>(監査役会の決議の方法)</u> 第35条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。	(削除) <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに、<u>各監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この</u>期間を短縮することができる。 2. <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 <u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。 (監査役会規程) 第37条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 <u>(報酬等)</u> 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(責任免除)</u> 第39条 <u>当会社は、取締役会の決議をもつて、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u> <u>2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する責任につき会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>	(監査等委員会の議事録) 第33条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。 (監査等委員会規程) 第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第40条～第42条 （省略） 第7章 計 算 第43条～第46条 （省略） (附則) (新設)	第6章 会計監査人 第35条～第37条 （現行どおり） 第7章 計 算 第38条～第41条 （現行どおり） (附則) <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、取締役会の決議をもって、</u> <u>監査役であった者の当会社に対する損害賠償</u> <u>責任を、法令が定める範囲で免除することが</u> <u>できる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役7名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1 再任	石 田 晃 太 1972年9月26日生	1996年 8月 大倉建設(株)入社 2000年 5月 フォーディーコミュニケーションズ入社 2002年 3月 当社入社 WCM事業部マネジャー 2006年 4月 当社 営業本部2グループゼネラルマネジャー 2008年 4月 当社 SAプロダクト事業部長 2008年 6月 当社 取締役SAプロダクト事業部長 2009年 4月 当社 取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2014年 3月 当社 常務取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2020年 3月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職) －	353,600
		＜取締役候補者とした理由＞ 石田晃太氏は、代表取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する豊富な経験と実績、経営環境に関する深い理解と見識を有しております。	
2 再任	森 行 博 1959年4月17日生	1983年 4月 (株)富士通オフィス機器入社 1983年 6月 富士通(株)転籍 2004年 7月 同社 産業流通マネジメントセンター経理担当部長 2012年12月 同社 フィールドイノベーション本部VP 2015年 6月 (株)富士通システムズウェスト常勤監査役 2016年11月 富士通(株)経営監査室シニアディレクター 2019年 1月 当社入社 管理本部長 2019年 3月 当社 取締役管理本部長（現任） (重要な兼職) －	16,000
		＜取締役候補者とした理由＞ 森行博氏は、管理部門の責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は経営に関する豊富な経験と実績を有しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3 再任	佐 久 間 貴 生 1976年7月30日生	1999年 4月 ㈱コスメディア入社 2014年10月 同社 取締役ITソリューション本部長 2015年 4月 同社 常務取締役ITソリューション本部長 2017年 4月 同社 常務取締役イノベーション事業部長 2019年 4月 当社 入社 監査プロダクト営業部長 2020年 1月 当社 執行役員データセキュリティ事業部長 2021年 3月 当社 取締役データセキュリティ事業部長（現任） (重要な兼職) —	21,040
		<取締役候補者とした理由> 佐久間貴氏は、データセキュリティ事業部門の責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する経験と実績を有しております。	
4 再任	寺 園 雄 記 1977年3月7日生	1999年 4月 鹿児島応用技術㈱入社 2001年11月 当社入社 2008年 4月 当社 サービス事業部S情報基盤部長 2009年 4月 当社 営業本部営業4部長 2011年 4月 当社 営業本部営業2部長 2012年 4月 当社 営業本部東日本営業部長 2019年 2月 当社 営業本部IT基盤ソリューション営業部長 2020年 1月 当社 執行役員ネットワークセキュリティ事業部長 2021年 3月 当社 取締役ネットワークセキュリティ事業部長（現任） (重要な兼職) —	21,040
		<取締役候補者とした理由> 寺園雄記氏は、ネットワークセキュリティ事業部門の責任者としての取締役の立場で、当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する経験と実績を有しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社の取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1 新任	田 口 信 夫 1952年11月27日生	1977年 4月 ㈱東京都民銀行（現 きらぼし銀行）入行 2000年 4月 同行 カスタマーズ・リレーション部長 2001年 9月 とみん企業投資㈱代表取締役社長 2010年 4月 ㈱とみん経営研究所（現 ㈱きらぼしコンサルティング）常務取締役 2013年 6月 同社 顧問 2015年 1月 ㈱リブテック社外監査役 2016年 3月 ㈱カイオム・バイオサイエンス社外監査役 2017年 7月 当社 顧問 2018年 6月 当社 監査役 2020年 3月 当社 常勤監査役（現任） （重要な兼職） —	16,000
＜監査等委員である取締役候補者とした理由＞ 田口信夫氏は他社取締役及び監査役としての豊富な経験、幅広い見識を有し、当社においても、当社顧問及び監査役として、取締役会、監査役会等において有益な意見を積極的に述べる等、その職務を適切に遂行しております、これらの経験・見識が取締役会の意思決定機能の強化及び当社の経営の監査・監督に必要であると判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。			
2 再任 社外 独立	大 須 賀 正 之 1955年3月30日生	1979年 4月 ㈱日本興業銀行入行 2000年11月 デロイトトーマツコンサルティング㈱入社 2005年 2月 ㈱シーエーシー（現 ㈱CAC Holdings）入社 2006年 8月 同社 執行役員 2013年 3月 同社 常勤監査役 2017年 3月 同社 理事 2019年 3月 当社 社外取締役（現任） 2020年 3月 ㈱CAC Holdings顧問 （重要な兼職） —	8,000
＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割＞ 大須賀正之氏は、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場から当社の経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3 新任 社外 独立	加 藤 雅 彦 1969年5月21日生	1995年 4月 旭化成情報システム(株) 入社 1998年12月 (株) インター ネットイニシアティブ 入社 (IIJ Technology出向) 2005年 5月 NP0日本ネットワークセキュリティ協会 幹事 2009年 4月 (株) インター ネットイニシアティブ セキュリティ情報統括室 シニアエンジニア 2016年 4月 長崎県立大学 情報システム学部 情報セキュリティ学科 教授 (現任) 2019年 4月 長崎県立大学 学長補佐 (現任) 2021年 7月 デジタル人材育成学会 役員 (現任) 2021年10月 長崎県サイバーセキュリティ研究会 会長 (現任) (重要な兼職) 長崎県立大学学長補佐兼情報システム学部情報セキュリティ学科教授 長崎県サイバーセキュリティ研究会 会長 デジタル人材育成学会 役員	-
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 加藤雅彦氏は、大学において情報セキュリティ分野の研究を行っています。事業会社での勤務経験もあり、エンジニア育成も含めた情報セキュリティに関する知見、豊富な経験を有しています。これらの経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			
4 新任 社外 独立	権 浩 子 1982年10月27日生	2006年 9月 東京共同会計事務所入所 2011年 3月 三菱UFJメルリルンチPB証券(株) (現 三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)) 入社 2017年10月 子どもの食卓(株)設立 代表取締役 (現任) (重要な兼職) 子どもの食卓(株)代表取締役	-
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 権浩子氏は税理士5科目有資格者であるほか、証券会社での勤務経験もあり、税務に精通しております。また、企業創業者でもあります。これらの経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 加藤雅彦氏は、2023年4月1日をもって就任の予定であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 大須賀正之氏、加藤雅彦氏及び権浩子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、大須賀正之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、加藤雅彦氏及び権浩子氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります
4. 田口信夫氏は、現在、当社の監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年9か月となります。
5. 大須賀正之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 当社は、田口信夫氏及び大須賀正之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号が定める額としており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、加藤雅彦氏及びの権浩子氏選任が承認された場合には、新たに両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、従前の取締役に対する報酬の支給実績、監査等委員以外の取締役の員数枠等を勘案の上、従前と同額の年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、「取締役（監査等委員である取締役を及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決定することを予定しております。本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、また、後掲の「取締役（監査等委員である取締役を及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」と整合しており、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案の内容は、2019年3月29日開催第23回定時株主総会においてご決議いただいた監査役の報酬の額と同一の報酬額となりますが、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び現在の役員の員数等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、その内容は相当と判断しております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される伊藤整一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の規程に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。
当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めております。本議案は、当該規程と整合しており相当と判断しております。

伊藤整一氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
伊藤 整一	1996年12月 代表取締役就任 2020年 3月 代表取締役会長就任 2022年 3月 取締役会長就任（現任）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2023年2月22日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、また、重任予定の取締役石田晃太氏、森行博氏、佐久間貴氏及び寺園雄記氏の各氏（以下、本議案において「4氏」という。）並びに第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役として選任予定である監査役田口信夫氏に対し、それぞれの本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、4氏については各取締役の退任時、田口信夫氏については監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的な金額、方法などにつきましては、4氏については取締役会に、田口信夫氏については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めております。本議案は、当該規程と整合しており相当と判断しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
石	田	晃	太	2008年6月	取締役就任
				2020年3月	代表取締役社長就任（現任）
森		行	博	2019年3月	取締役就任（現任）
佐	久	間	貴	2021年3月	取締役就任（現任）
寺	園	雄	記	2021年3月	取締役就任（現任）
田	口	信	夫	2018年6月	監査役就任
				2020年3月	常勤監査役就任（現任）

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

加えて、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。本議案においては、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度Ⅱ」という。）また、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱを合わせて「本制度」という。）を導入し、新たに「譲渡制限付株式報酬」と「業績連動型株式報酬」を付与するための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役にに対して支給する金銭報酬債権の総額は本制度Ⅰについては年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、本制度Ⅱについては年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、対象取締役にに対して発行または処分する当社普通株式の総数は本制度Ⅰについては年40千株以内、本制度Ⅱについては年40千株以内といたします（ただし、株式数は、いずれも本株主総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。）。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員でない取締役）は4名（うち社外取締役は0名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

本制度に基づき対象取締役にに対して付与する株式等については下記1. 及び2. のとおりです。また、本議案の内容を相当とする理由については、下記3. のとおりです。

1. 本制度Ⅰ（譲渡制限付株式報酬制度）に基づき付与する株式等

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）について発行または処分を受けるものといたします。

(1) 対象取締役に対して発行または処分する株式の数

本制度Ⅰにより対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の総数は年40千株以内といたします。ただし、本株主総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。なお、本制度Ⅰに基づき対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の1株当たりの払込金額は当該当社普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(2) 対象取締役に割り当てる株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件に当社普通株式を割り当てるものといたします（割当てを受けた当社普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

①譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から対象取締役の任期が満了する時まで（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

②譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任等した場合または死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

③無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間が終了する前に、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記②で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

⑥株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象取締役が開設する専用口座において管理いたします。

2. 本制度Ⅱ（業績連動型株式報酬制度）に基づき付与する株式等

各事業年度を業績評価期間（以下、「評価期間」という。）として、各評価期間中の当社業績等の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。したがって、本制度Ⅱは上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付するものであることから、本制度Ⅱの導入時点では、株式を交付するか否か及び株式数は確定しておりません。

（1）対象取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法

本制度Ⅱは、当社業績等の各数値目標（主として売上高、営業利益を想定）やその達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社普通株式の数の具体的な算出にあたって必要となる指標及び算式等をあらかじめ当社取締役会において決定いたします。

当社は、各評価期間終了後、当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率等に応じて算出される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定いたします。

本制度Ⅱにより対象取締役に對して発行または処分する当社普通株式の総数は年40千株以内といたします。ただし、本株主総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度Ⅱに基づき対象取締役に對して発行または処分する当社普通株式の1株当たりの払込金額は当該当社普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

具体的には、以下の算定式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定いたします。

基準交付株式数（※1） × 支給率（※2） × 役務提供期間比率（※3）

※1 各対象取締役の役位等を考慮して、当社取締役会において決定いたします。

※2 当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において決定いたします。

※3 当該評価期間中の在任月数を当該評価期間の月数で除した比率といたします。

(2) 対象取締役に対する当社株式の交付条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度Ⅱの趣旨を達成するために必要と認めた場合に、各評価期間終了後、対象取締役に対して当社普通株式を交付いたします。

①対象取締役が、当該評価期間中、継続して当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと

②取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、ある評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、当該評価期間の開始日から当該組織再編の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

3. 本議案の内容を相当とする理由

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を付与するものであります。本議案をご承認いただいた場合、当社は会社法第361条第7項の規定に基づき決定する「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を、本制度を含む内容にて定めることを予定しており、その概要は後掲のとおりです。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。また、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、本制度I及び本制度IIそれぞれについて年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、当社が対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の総数は、本制度I及び本制度IIそれぞれについて年40千株以内（ただし、本株主総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします）としており、希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

（ご参考）

本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員及び一部従業員に対しても本制度と概ね同様の制度を導入する予定です。

＜取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）＞

当社は、第1号議案をご承認いただいた場合、本総会終了後の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下本文において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定する予定としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成するものとする。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬により構成する。

2. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績や使用人の給与水準等も考慮しながら定めた基準額に基づき、総合的に勘案し、決定する。

3. 業績連動報酬等に関する方針

取締役に対し、業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬を支給する。

業績連動報酬の具体的な内容として、評価期間中の当社業績等の数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「PSU」という。）を採用する。本PSUは、原則として、会社があらかじめ定めた対象期間（1事業年度の業績評価期間）の業績目標（単独売上高及び単独営業利益）の達成率を評価指標とし、これに連動した報酬を評価期間終了後に支給する。PSUとして交付する株式の個人別の数は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める役位別の基準額に、あらかじめ定めた対象期間の終了時における業績目標の達成度に応じた支給率を乗じた金額に基づいて決定する。業績支給率は、0～150%の間で設定する。

ただし、対象取締役が法令、社内規則等の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得し、株式報酬の支給は行わない。

4. 非金銭報酬等に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役に対し、原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。ただし、対象取締役に当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は当該株式を無償で取得する。

5. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、中長期的な会社の成長や企業価値との連動制を高めるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬である株式報酬（PSU）と原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）の割合を高めることを基本方針とする。

※取締役の報酬構成比率は、業績目標100%達成時において、基本報酬、業績連動報酬（PSU）及び非金銭報酬（RS）の割合が、概ね以下となるように設定する。

基本報酬：業績連動報酬（PSU）：非金銭報酬（RS）＝77：15：8

6. 取締役の個人別報酬の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により決定する。

以 上

